

# 教職員の権利を知っていますか？ 人間らしく元気に働こう！

教職員が疲れ果てていて、子どもにゆたかな教育を保障できるはずはありません。また、教職員が人生の先輩として、ゆたかな市民生活や家庭生活をおくる姿を子どもたちに見せることの教育的な意義もはかりしれません。

長時間過密労働によって、教職員の健康破壊が大変な勢いで進行しています。「疲労を感じる度合い」が一般労働者と比較して3〜4倍も高くなっていると厚生労働省調査は報告しています。

教職員が人間らしく元気に働き、すべての子どもたちの成長・発達を保障していくため、教職員の権利を知り、積極的に行使していきましょう。

## できていますか？

### 小学校教員の仕事にかかわる勤務時間の割振り

小学校では、修学旅行の取り組みが進んでいるところも多いと思います。修学旅行など15時間30分以上の行程（休憩時間を除く）に対して、別の要勤務日を、勤務を要しない日に割り振りできるようにになっています。

また、日曜日に行事があった場合、府教委は、「週休日の振替等の期間を前4週後16週に延長してもこれまで同様、日曜日の振替はその後6日以内、日曜日以外の振替は前4週後6週の期間内におこなうことが原則である」と回答しています。

超過勤務をなくし、休

超過勤務をなくし、休

行程 (休憩時間除く)	勤務時間の割振り	
	当日	別の要勤務日
11時間30分以上	11時間30分	4時間00分
11時間45分未満	11時間45分	3時間45分
15時間30分以上	15時間30分	勤務を要しない

憩時間を確保し、教職員が健康で安全に働く環境をつくるのは、本来、教育委員会・管理職の責務ですが、私たちが権利事項をを身につけ連携して、確実に行使できる職場をつくっていきましょう。

## 全労連女性部アンケート 4人に1人が異常出産

女性労働者について、全国労働組合総連合（全労連）のアンケート調査結果が発表されました。

4人に1人は異常出産で、流産も4人に1人は経験している、という結果でした。また、妊娠後も、経過が順当だと答え

た女性は3割程度で、10人中7人の女性は、妊娠中に何らかのトラブルを経験したことがわかりました。

このアンケートからは、妊娠中に女性が利用できる制度の認知度の低さや、産休・育休の取得が不十分である実態も明らかになっています。

母性保護や育児に関

母性保護や育児に関

### 母性保護とは...

女性は本来的に母性機能を持っている。母性機能とは、月経、妊娠、出産、哺乳の母性に関する機能のことを言う。この期間の母性機能を保護することが母性保護である。男女平等とともに母性保護は、女性が生まれながらに持っている基本的権利である。

わる権利については、労働組合が長年にわたってたたかい、取得してきた権利です。2009年12月、大阪府の特別休暇制度が改悪され、母性保護子育て支援の権利が一部後退しましたが、このたたかいは通じ、攻撃を押し返したのも少なくともありません。

母性保護にかかわる権利や育児にかかわる制度について、どのようなものがあり、どのように行使していったらいいのかわからないことや困ったことがあるれば、ぜひ組合までご相談ください。

「私が仕事していたばかりにダメだったんだ...」と自分を責めてしまっている女性が多いように願っています。

## 解決策は...

### 人員増

学校がブラックの職場といわれますが、全労連女性部内の他の業種と比べて、教職員がダントツのトップの割合で残業をしていることがわかりました。

2012年の全教の勤務実態調査で、女性教職員の1ヶ月の平均時間外勤務は、67時間55分。持ち帰り時間の平均は25時間3分と異常な状況です。

その解決策は、「人員増」。全国的な異常事態解消のため、国の責任で「30人以下学級」実現を求めることが必要です。

教職員の長時間過密労働の解消は、教職員の健康問題だけにかぎらず教育の豊かな営みを保障する取り組みです。

泉北教組は、市町独自の人員配置など、人員増に向けて、引き続き取り組んでいきます。

生活と権利を守るため、講師の方も泉北教組に加入してください。組合費は月千円です。